脱炭素に向けた取組みに関する連携協定書

庄内町長　富樫　透（以下「甲」という。）と株式会社やまがた新電力代表取締役　清野伸昭（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギー導入促進等の脱炭素に向けた甲の取組みに関し、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、第２条第１項各号に掲げる事項に連携して取組むことにより、脱炭素の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

(1) 再生可能エネルギーの導入・供給・利用拡大に関すること

(2) 地域資源の有効活用、脱炭素に寄与する取組みに関すること

(3) 脱炭素に関する情報交換会、勉強会の実施に関すること

(4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

２　具体的な実施事項については甲及び乙が合意の上、決定する。

（本協定の有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和９年３月31日までとする。但し、本協定終了の１ヵ月前までに甲及び乙から書面による別段の意思表示がないときは、本協定は同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第４条　甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は本協定に基づく連携により知り得た秘密について、これを第１条に定める目的のためのみに使用するものとし、当該情報を提示した当事者の事前の許可なしに第三者に提供、開示、又は漏洩しないものとする。

なお、本協定にかかる守秘義務については本協定が終了した場合においても存続するものとする。

（協議事項）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

令和８年１１月１６日

甲　山形県東田川郡庄内町余目字町132番地１

庄内町長　富樫　透

乙　山形県山形市松波三丁目８番28号
松波プラザ２階Ｄ号室

株式会社やまがた新電力

代表取締役　清野伸昭